

## 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準

建築住宅課

### (趣旨)

第1 この認定基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づく認定について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるにあたっての基準とする。

### (適用建築物)

第2 本基準を適用する建築物は、その敷地が第3に該当する幅員4メートル以上の一般の通行の用に供されている道に通行上及び安全上有効に2メートル以上接するものうち、第4及び第5に適合するものとする。

### (道の基準)

第3 道は、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 農道その他これに類する公共の用に供する道で道路に通ずるもの
- (2) 国、地方公共団体等が管理する道で道路に通ずるもの
- (3) 建築基準法施行令第144条の4第1項第1号（通り抜け又は展開広場）、第2号（隅切り）、第3号（砂利敷き）、第4号（縦断勾配）に掲げる基準に適合する道であること

### (建築物及び敷地の基準)

第4 建築物及び敷地は、次の各号に掲げる基準すべてに適合すること。

- (1) 建築物は、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅（付属する物置、車庫等を含む。）であること
- (2) 当該道を法第42条に規定する道路とみなし、法第6条に規定する建築基準関係規定及び島根県建築基準法施行条例第9条の規定に適合すること
- (3) 上水及び雨水並びに汚水排水に係る処理施設が有効に確保されていること

### (土地所有者等の承諾等)

第5 道の種類に応じて、次のいずれかに適合すること。

- (1) 第3（1）及び（2）に該当する道の場合、建築物の敷地が当該道に通行上及び安全上有効に接することについて、当該道の維持管理、通行上の支障について管理者と協議がなされているもの

(2) 第3(3)に該当する道の場合、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての下記の者の承諾があること

①当該道の土地所有者、その他関係権利者

②当該道の維持管理者

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年9月25日から適用する。